

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文

(平成十七年六月一日 告示第七十四号) (施行日 平成十七年六月一日)

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成十二年科学技術庁告示第五号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(放射線を放出する同位元素の数量及び濃度)</p> <p>第一条 放射線放出による放射線障害の防止に関する法律施行令(以下「令」という。)(第一条に規定する放射線を放出する同位元素の数量(以下「下限数量」という。))及び濃度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量及び濃度とする。</p> <p>一 放射線を放出する同位元素で密封されたもの 放射線を放出する同位元素を密封した物一個(通常一組又は一式をもつて使用する物にあつては一組又は一式とする。)(に含まれている放射線を放出する同位元素について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数量及び濃度</p> <p>イ 放射線を放出する同位元素の種類が一種類の場合 別表第一</p>	<p>(放射線を放出する同位元素の数量及び濃度)</p> <p>第一条 放射線放出による放射線障害の防止に関する法律施行令(以下「令」という。)(第一条に規定する放射線を放出する同位元素の数量及び濃度は、数量については次の各号に掲げるとおりとし、濃度については七十四ベクレル毎グラムとする。ただし、自然に賦存する放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で固体状のものに係る濃度については、三百七十ベクレル毎グラムとする。</p> <p>一 放射線を放出する同位元素が密封されていないものであつて、その種類が一種類のものについては、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量</p> <p>二 放射線を放出する同位元素が密封されていないものであつて、その種類が二種類以上のものであるについては、次の表の上欄に掲げる種類の放射線を放出する同位元素のそれぞれの数量の同表の下欄</p>

の第一欄に掲げる種類に応じて、同表の第二欄に掲げる数量及び同表の第三欄に掲げる濃度

ロ 放射線を放出する同位元素の種類が二種類以上の場合 別表第一の第一欄に掲げる種類ごとの放射線を放出する同位元素の数量のそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が一となるようなそれらの数量及び同表の第一欄に掲げる種類ごとの放射線を放出する同位元素の濃度のそれぞれ同表の第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの濃度

二 放射線を放出する同位元素で密封されていないもの 工場又は事業所に存する放射線を放出する同位元素の数量及び容器一個に入っている放射線を放出する同位元素の濃度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数量及び濃度

イ 放射線を放出する同位元素の種類が一種類の場合 別表第一の第一欄に掲げる種類に応じて、同表の第二欄に掲げる数量及び同表の第三欄に掲げる濃度

ロ 放射線を放出する同位元素の種類が二種類以上の場合 別表第一の第一欄に掲げる種類ごとの放射線を放出する同位元素の数量のそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が一となるようなそれらの数量及び同表の第一欄に掲げる種類ごとの放射線を放出する同位元素の濃度のそれぞれ同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの濃度

に掲げる数量に対する割合の和が一となるようなそれらの数量  
三 放射線を放出する同位元素で密封されたものについては、三・七メガベクレル

四 放射線を放出する同位元素で時計その他の機器又は装置以外の物に密封されたもの（放電管、煙感知器その他の機器又は装置に装備されたものを除く。）であつて、それらの集合したものである、その集合したものと三・七メガベクレル

種	類	数量
ストロンチウム九十及びアルファ線を放出す		三・七キロベ

る同位元素（以下「第一群」という。）	クレル
物理的半減期が三十日を超える放射線を放出する同位元素（トリチウム、ベリリウム七、炭素十四、硫黄三十五、鉄五十五、鉄五十九及びストロンチウム九十並びにアルファ線を放出するものを除く。以下「第二群」という。）	三十七キロボ クレル
物理的半減期が三十日以下の放射線を放出する同位元素（ふつ素十八、クロム五十一、ゲルマニウム七十一及びタリウム二百一並びにアルファ線を放出するものを除く。）並びに硫黄三十五、鉄五十五及び鉄五十九（以下「第三群」という。）	三百七十キロ ベクレル
トリチウム、ベリリウム七、炭素十四、ふつ素十八、クロム五十一、ゲルマニウム七十一及びタリウム二百一（以下「第四群」という。）	三・七メガベ クレル

2 | 前項の規定にかかわらず、令第一条に規定する放射線を放出する

同位元素の数量は、トリチウムのうち、国際標準化機構が千九百九十一年十一月十五日に改正した規格ISO三二五七で定める規格を満たす時計の完成品に用いられているものについては、個人の身体、衣服、装身具等に装着又は携帯される時計（以下この項において

(放射線発生装置に係る線量当量率)

第二条 令第二条各号列記以外の部分に規定する線量当量率は、一センチメートル線量当量率について六百ナノシーベルト毎時とする。

(使用の場所の変更の都度許可を要しない数量等)

第三条 令第九条第一項の文部科学大臣が定める数量は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号)別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれこれらの表の第二欄に掲げる数量とする。ただし、これらの数量が三テラベクレルを超える場合又はこれらの数量に制限がない場合にあつては、三テラベクレルとする。

2 令第九条第二項第一号の文部科学大臣が定めるエネルギーは四メガ電子ボルトとし、同項第三号の文部科学大臣が定めるエネルギーは十五メガ電子ボルトとする。

「携帯時計」という。) に関して二百七十七メガベクレル、携帯時計以外の時計に関して三百七十メガベクレル、特殊な目的のために特に高い輝度を必要とする時計であつて、文字盤に当該規格で定める表示を付したものに關して九百二十五メガベクレルとする。

(放射線発生装置に係る線量当量率)

第二条 令第二条各号列記以外の部分に規定する線量当量率は、一センチメートル線量当量率について六百ナノシーベルト毎時とする。

(密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力の算定に係る数値)

第三条 令第十五条に規定する数値は、次の表の上欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる数値とする。

種類	数値
第一群	—
第二群	〇・一
第三群	〇・〇一
第四群	〇・〇〇一

(管理区域に係る線量等)

第四条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(以下「規則」という。)(第一条第一号に規定する管理区域に係る外部放射線に係る線量、空气中の放射性同位元素の濃度及び放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度は、次のとおりとする。

- 一 外部放射線に係る線量については、実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルト
- 二 空气中の放射性同位元素の濃度については、三月間についての平均濃度が第七条に規定する濃度の十分の一
- 三 放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、第八条に規定する密度の十分の一
- 四 第一号及び第二号の規定にかかわらず、外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空气中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、実効線量の第一号に規定する線量に対する割合と空气中の放射性同位元素の濃度の第二号に規定する濃度に対する割合の和が一となるような実効線量及び空气中の放射性同位元素の濃度

(実効線量限度)

第五条 規則第一条第十号に規定する放射線業務従事者の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- 一 平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミ

(管理区域に係る線量等)

第四条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(以下「規則」という。)(第一条第一号に規定する管理区域に係る外部放射線に係る線量、空气中の放射性同位元素の濃度及び放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度は、次のとおりとする。

- 一 外部放射線に係る線量については、実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルト
- 二 空气中の放射性同位元素の濃度については、三月間についての平均濃度が第七条に規定する濃度の十分の一
- 三 放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、第八条に規定する密度の十分の一
- 四 第一号及び第二号の規定にかかわらず、外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空气中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、実効線量の第一号に規定する線量に対する割合と空气中の放射性同位元素の濃度の第二号に規定する濃度に対する割合の和が一となるような実効線量及び空气中の放射性同位元素の濃度

(実効線量限度)

第五条 規則第一条第十号に規定する放射線業務従事者の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- 一 平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミ

リシーベルト

二 四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）について一ミリシーベルト

（等価線量限度）

第六条 規則第一条第十一号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト

二 皮膚については、四月一日を始期とする一年間につき五百ミリシーベルト

三 妊娠中である女子の腹部表面については、前条第四号に規定する期間につき二ミリシーベルト

リシーベルト

二 四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者（以下「使用者等」という。）に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）について一ミリシーベルト

（等価線量限度）

第六条 規則第一条第十一号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト

二 皮膚については、四月一日を始期とする一年間につき五百ミリシーベルト

三 妊娠中である女子の腹部表面については、前条第四号に規定する期間につき二ミリシーベルト

(空气中濃度限度)

第七条 規則第一条第十二号及び規則第十四条の十一第一項第四号イに規定する人が常時立ち入る場所における空气中の放射性同位元素の濃度限度は、一週間についての平均濃度が次の各号に規定する濃度とする。

一 放射性同位元素の種類(別表第二の第一欄に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。)が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、同表の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて同表の第四欄に掲げる濃度

二 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、空气中に二種類以上の放射性同位元素がある場合にあつては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれその放射性同位元素についての前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性同位元素の濃度

三 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあつては、別表第二の第四欄に掲げる濃度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いもの

四 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第二の第一欄に掲げられていない場合にあつては、別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じて同表の第二欄に掲げる濃度

(表面密度限度)

(空气中濃度限度)

第七条 規則第一条第十二号及び規則第十四条の十一第一項第四号イに規定する人が常時立ち入る場所における空气中の放射性同位元素の濃度限度は、一週間についての平均濃度が次の各号に規定する濃度とする。

一 放射性同位元素の種類(別表第一に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。)が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて第四欄に掲げる濃度

二 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、空气中に二種類以上の放射性同位元素がある場合にあつては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれその放射性同位元素についての前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性同位元素の濃度

三 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあつては、別表第一の第四欄に掲げる濃度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いもの

四 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第一に掲げられていない場合にあつては、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じて第二欄に掲げる濃度

(表面密度限度)

第八条 規則第一条第十三号に規定する人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度限度は、別表第四の左の欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じてそれぞれ右の欄に掲げる密度とする。

第九条 削除

(しやへい物に係る線量限度)

第十条 規則第十四条の七第一項第三号に規定する同号イに掲げる線量に係る線量限度については、実効線量が一週間につき一ミリシーベルトとする。

2 規則第十四条の七第一項第三号に規定する同号ロに掲げる線量に係る線量限度については、次のとおりとする。

一 実効線量が三月間につき二百五十マイクロシーベルト(次号に該当する場合を除く。)

二 病院又は診療所(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第二十二項の介護老人保健施設を除く。)(の病室における場合にあつては、実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルト

(自動表示装置に係る放射性同位元素の数量)

第十一条 規則第十四条の七第一項第六号に規定する放射性同位元素

第八条 規則第一条第十三号に規定する人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度限度は、別表第三の左の欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じてそれぞれ右の欄に掲げる密度とする。

(販売及び賃貸の業の許可等の申請に係る放射性同位元素の区分)

第九条 規則第三条第二項及び第六条に規定する放射性同位元素の区分は、密封された放射性同位元素及び密封されていない放射性同位元素ごとの第一群、第二群、第三群及び第四群の区分とする。

(しやへい物に係る線量限度)

第十条 規則第十四条の六第一項第三号に規定する同号イに掲げる線量に係る線量限度については、実効線量が一週間につき一ミリシーベルトとする。

2 規則第十四条の六第一項第三号に規定する同号ロに掲げる線量に係る線量限度については、次のとおりとする。

一 実効線量が三月間につき二百五十マイクロシーベルト(次号に該当する場合を除く。)

二 病院又は診療所(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第二十二項の介護老人保健施設を除く。)(の病室における場合にあつては、実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルト

(自動表示装置に係る放射性同位元素の数量)

第十一条 規則第十四条の六第一項第六号に規定する放射性同位元素



の数量は、四百ギガベクレルとする。

(インターロックに係る放射性同位元素の数量)

第十二条 規則第十四条の七第一項第七号に規定する放射性同位元素の数量は、百テラベクレルとする。

(主要構造部等を耐火構造とすること等を要しない放射性同位元素の数量)

第十三条 規則第十四条の七第四項に規定する放射性同位元素の数量は、下限数量に千を乗じて得た数量とする。

の数量は、三百七十ギガベクレルを超えるものとする。

(インターロックに係る放射性同位元素の数量)

第十二条 規則第十四条の六第一項第七号に規定する放射性同位元素の数量は、百十一テラベクレル以上のものとする。

(主要構造部等、汚染検査室又は排気設備に係る放射性同位元素の種類及び数量)

第十三条 規則第十四条の六第四項及び第五項並びに規則第十四条の十一第一項第四号ただし書に規定する放射性同位元素の種類及び数量は、次のとおりとする。

一 主要構造部等を耐火構造とし、又は不燃材料で造ることを要しない場合については、次の表の上欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる数量

二 汚染検査室又は排気設備を設けることを要しない場合については、次の表の上欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる数量

三 前二号の場合において、放射性同位元素の種類が二種類以上であるときは、次の表の上欄に掲げる種類の放射性同位元素のそれぞれの数量の同表の中欄又は下欄に掲げる数量に対する割合の和が一となるようなそれらの数量

種類	主要構造部等を耐火構造	汚染検査室又は排気設備
----	-------------	-------------

(排気又は排水に係る放射性同位元素の濃度限度等)

第十四条 規則第十四条の十一第一項第四号ロ(1)及び(2)並びに第五号イ(1)及び(2)に規定する排気中若しくは空气中又は排液中若しくは排水中の放射性同位元素の濃度限度は、三月間についての平均濃度が次の各号に規定する濃度とする。

一 放射性同位元素の種類(別表第二の第一欄に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。)が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、排気中又は空气中の濃度については同表の第五欄、排液中又は排水中の濃度については同表の第六欄に掲げる濃

	とし、又は不燃材料で造ることを要しない場合の数量	を設けることを要しない場合の数量
第一群	三・七メガベクレル以下	三百七十キロボケレル以下
第二群	三十七メガベクレル以下	三・七メガベクレル以下
第三群	三百七十メガベクレル以下	三十七メガベクレル以下
第四群	三・七ギガベクレル以下	三百七十メガベクレル以下

(排気又は排水に係る放射性同位元素の濃度限度等)

第十四条 規則第十四条の十一第一項第四号ロ(1)及び(2)並びに第五号イ(1)及び(2)に規定する排気中若しくは空气中又は排液中若しくは排水中の放射性同位元素の濃度限度は、三月間についての平均濃度が次の各号に規定する濃度とする。

一 放射性同位元素の種類(別表第一に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。)が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、排気中又は空气中の濃度については第五欄、排液中又は排水中の濃度については第六欄に掲げる濃度

度

二 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、排気中若しくは空气中又は排液中若しくは排水中にそれぞれ二種類以上の放射性同位元素がある場合にあつては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれその放射性同位元素についての前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性同位元素の濃度

三 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあつては、別表第二の第五欄又は第六欄に掲げる排気中若しくは空气中の濃度又は排液中若しくは排水中の濃度（それぞれ当該排気中若しくは空气中又は排液中若しくは排水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、それぞれ最も低いもの

四 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第二の第一欄に掲げられていない場合にあつては、別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じて排気中又は空气中の濃度については同表の第三欄、排液中又は排水中の濃度については同表の第四欄に掲げる濃度

2 規則第十四条の十一第一項第四号ロ(3)及び第五号イ(3)に規定する線量限度は、実効線量が一年間につき一ミリシーベルトとする。

3 規則第十九条第一項第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロに規定する排気中若しくは空气中又は排液中若しくは排水中の放射性同位元素の濃度限度は、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間についての平均濃度が第一項各号に規定する濃

二 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、排気中若しくは空气中又は排液中若しくは排水中にそれぞれ二種類以上の放射性同位元素がある場合にあつては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれその放射性同位元素についての前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性同位元素の濃度

三 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあつては、別表第一の第五欄又は第六欄に掲げる排気中若しくは空气中の濃度又は排液中若しくは排水中の濃度（それぞれ当該排気中若しくは空气中又は排液中若しくは排水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、それぞれ最も低いもの

四 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第一に掲げられていない場合にあつては、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じて排気中又は空气中の濃度については第三欄、排液中又は排水中の濃度については第四欄に掲げる濃度

2 規則第十四条の十一第一項第四号ロ(3)及び第五号イ(3)に規定する線量限度は、実効線量が一年間につき一ミリシーベルトとする。

3 規則第十九条第一項第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロに規定する排気中若しくは空气中又は排液中若しくは排水中の放射性同位元素の濃度限度は、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間についての平均濃度が第一項各号に規定する濃

度とする。

4 規則第十九条第一項第二号八及び第五号八に規定する線量限度は、実効線量が四月一日を始期とする一年間につき一ミリシーベルトとする。

(施設検査を要しない軽微な変更の数量)

第十五条 規則第十四条の十三第一項第二号イ及びロに規定する数量は、下限数量に十万を乗じて得た数量とする。

(管理区域から持ち出す物に係る表面の放射性同位元素の密度)

第十六条 規則第十五条第一項第十号及び規則第十七条第一項第七号に規定する放射性同位元素によつて汚染された物の表面の放射性同位元素の密度は、第八条に規定する密度の十分の一とする。

(陽電子断層撮影用放射性同位元素の種類及び数量)

第十六条の二 規則第十五条第一項第十号の二に規定する陽電子断層撮影用放射性同位元素の種類及び数量は、次の表の上欄に掲げる種類に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

種類	数量
----	----

度とする。

4 規則第十九条第一項第二号八及び第五号八に規定する線量限度は、実効線量が四月一日を始期とする一年間につき一ミリシーベルトとする。

(施設検査を要しない軽微な変更の数量)

第十五条 規則第十四条の十三第一項第二号イ及びロ並びに第二項第二号ロに規定する数量は、三百七十メガベクレルとする。

2| 前項に規定する放射性同位元素の数量は、使用する放射性同位元素の種類ごとの数量に第三条に定める数値を乗じて得た数量を合計して算定するものとする。

(管理区域から持ち出す物に係る表面の放射性同位元素の密度)

第十六条 規則第十五条第十号及び規則第十七条第一項第七号に規定する放射性同位元素によつて汚染された物の表面の放射性同位元素の密度は、第八条に規定する密度の十分の一とする。

(陽電子断層撮影用放射性同位元素の種類及び数量)

第十六条の二 規則第十五条第十号の二に規定する陽電子断層撮影用放射性同位元素の種類及び数量は、次の表の上欄に掲げる種類に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

種類	数量
----	----

炭素十一	一テラベクレル
窒素十三	一テラベクレル
酸素十五	一テラベクレル
ふっ素十八	五テラベクレル

(陽電子断層撮影用放射性同位元素等の保管廃棄期間)

第十六条の三 規則第十九条第一項第十三号二に規定する期間は、封をした日から起算して七日間とする。

(廃棄に従事する者に係る線量限度)

第十七条 規則第十九条第五項第二号に規定する廃棄に従事する者に係る線量限度は、第五条に規定する実効線量限度及び第六条に規定する等価線量限度とする。

(一時的立入者の測定に係る線量)

第十八条 規則第二十条第二項第一号ホに規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、実効線量について百マイクロシーベルトとする。

2 規則第二十条第二項第二号に規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、内部被ばくによる実効線量について、百マイクロシーベルトとする。

(内部被ばくによる線量の測定)

炭素十一	一テラベクレル
窒素十三	一テラベクレル
酸素十五	一テラベクレル
ふっ素十八	五テラベクレル

(陽電子断層撮影用放射性同位元素等の保管廃棄期間)

第十六条の三 規則第十九条第一項第十三号二に規定する期間は、封をした日から起算して七日間とする。

(廃棄に従事する者に係る線量限度)

第十七条 規則第十九条第三項第二号に規定する廃棄に従事する者に係る線量限度は、第五条に規定する実効線量限度及び第六条に規定する等価線量限度とする。

(一時的立入者の測定に係る線量)

第十八条 規則第二十条第二項第一号ホに規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、実効線量について百マイクロシーベルトとする。

2 規則第二十条第二項第二号に規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、内部被ばくによる実効線量について、百マイクロシーベルトとする。

(内部被ばくによる線量の測定)

第十九条 規則第二十条第二項第二号に規定する内部被ばくによる線量の測定は、吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素について別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量を計算し、次項の規定により算出することにより行うものとする。ただし、文部科学大臣が認められた方法により測定する場合は、この限りでない。

2 内部被ばくによる実効線量の算出は、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに次の式により行うものとする。二種類以上の放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取したときは、それぞれの種類につき算出した実効線量の和を内部被ばくによる実効線量とする。

$$E_i = e \times I_i$$

この式において、 $E_i$ 、 $e$ 及び $I_i$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

- $E_i$  内部被ばくによる実効線量（単位 ミリシーベルト）
- $e$  別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、それぞれ吸入摂取した場合にあつては同表の第二欄、経口摂取した場合にあつては同表の第三欄に掲げる実効線量係数（単位 ミリシーベルト毎ベクレル）
- $I_i$  吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量

（単位 ベクレル）

第十九条 規則第二十条第二項第二号に規定する内部被ばくによる線量の測定は、吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素について別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量を計算し、次項の規定により算出することにより行うものとする。ただし、文部科学大臣が認められた方法により測定する場合は、この限りでない。

2 内部被ばくによる実効線量の算出は、別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに次の式により行うものとする。二種類以上の放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取したときは、それぞれの種類につき算出した実効線量の和を内部被ばくによる実効線量とする。

$$E_i = e \times I_i$$

この式において、 $E_i$ 、 $e$ 及び $I_i$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

- $E_i$  内部被ばくによる実効線量（単位 ミリシーベルト）
- $e$  別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、それぞれ吸入摂取した場合にあつては同表の第二欄、経口摂取した場合にあつては同表の第三欄に掲げる実効線量係数（単位 ミリシーベルト毎ベクレル）
- $I_i$  吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量

（単位 ベクレル）

(実効線量及び等価線量の算定)

第二十条 規則第二十条第四項第五号に規定する実効線量は、次に規定する外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。

)による実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。

一 外部被ばくによる実効線量は、一センチメートル線量当量とすること。ただし、規則第二十条第二項第一号口により測定を行った場合には、適切な方法により算出したものを外部被ばくによる実効線量とする。

二 内部被ばくによる実効線量は、前条第二項の規定により算出したものとする。

2 規則第二十条第四項第五号に規定する等価線量は、次のとおりとする。

一 皮膚の等価線量は、七十マイクロメートル線量当量とすること。

二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。

三 第六条第三号に規定する妊娠中である女子の腹部表面の等価線量は、一センチメートル線量当量とすること。

3 規則第二十条第四項第五号の二に規定する期間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

一 (放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例に係る線量等

第二十一条 規則第二十一条の三第一項に規定する文部科学大臣が定

(実効線量及び等価線量の算定)

第二十条 規則第二十条第四項第五号に規定する実効線量は、次に規定する外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。

)による実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。

一 外部被ばくによる実効線量は、一センチメートル線量当量とすること。ただし、規則第二十条第二項第一号口により測定を行った場合には、適切な方法により算出したものを外部被ばくによる実効線量とする。

二 内部被ばくによる実効線量は、前条第二項の規定により算出したものとする。

2 規則第二十条第四項第五号に規定する等価線量は、次のとおりとする。

一 皮膚の等価線量は、七十マイクロメートル線量当量とすること。

二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。

三 第六条第三号に規定する妊娠中である女子の腹部表面の等価線量は、一センチメートル線量当量とすること。

3 規則第二十条第四項第五号の二に規定する期間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

第二十一条 削除

める線量、濃度及び密度は、それぞれ第四条各号に規定する線量、濃度及び密度とする。

(緊急作業に係る線量限度)

第二十二條 規則第二十九條第二項に規定する緊急作業に係る線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

(様式に係る放射性同位元素の化学形等の区分)

第二十三條 規則別記様式第一の注5、様式第二の注4、様式第六の注5、様式第十二の注4、様式第十八の注10及び様式第十九の注4に規定する放射性同位元素の化学形等の区分は、別表第二の第一欄に掲げる化学形等とする。

(診療上の被ばくの除外等)

第二十四條 第四条から第七条まで、第十条、第十四條、第十七條から第二十条まで及び第二十二條の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとし、空气中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空气中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出

(緊急作業に係る線量限度)

第二十二條 規則第二十九條第二項に規定する緊急作業に係る線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

(様式に係る放射性同位元素の化学形等の区分)

第二十三條 規則別記様式第一の注6、様式第二の注5、様式第五の注3、様式第十の七の注8及び様式第十の八の注4に規定する放射性同位元素の化学形等の区分は、別表第一の第一欄に掲げる化学形等とする。

(診療上の被ばくの除外等)

第二十四條 第四条から第七条まで、第十条、第十四條、第十七條から第二十条まで及び第二十二條の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとし、空气中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空气中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出



するものとする。

(線量並びに空气中及び水中の濃度の複合)

第二十五条 第七条及び第十条第一項の規定については、外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空气中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が一となるようなその線量又は空气中の濃度をもつて、その線量限度又は濃度限度とする。

2 第十条第二項及び第十四条の規定については、同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空气中の放射性同位元素を吸入摂取若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が一となるようなその線量又は空气中若しくは水中の濃度をもつて、その線量限度又は濃度限度とする。

(実効線量への換算)

第二十六条 第四条及び第十条に規定する実効線量については、放射線(一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線を含む。以下この条において同じ。)の種類に応じて次の式により計算することができる。

一 放射線がエックス線又はガンマ線である場合

$$E = f \times D$$

するものとする。

(線量並びに空气中及び水中の濃度の複合)

第二十五条 第七条及び第十条第一項の規定については、外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空气中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が一となるようなその線量又は空气中の濃度をもつて、その線量限度又は濃度限度とする。

2 第十条第二項及び第十四条の規定については、同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空气中の放射性同位元素を吸入摂取若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が一となるようなその線量又は空气中若しくは水中の濃度をもつて、その線量限度又は濃度限度とする。

(実効線量への換算)

第二十六条 第四条及び第十条に規定する実効線量については、放射線(一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線を含む。以下この条において同じ。)の種類に応じて次の式により計算することができる。

一 放射線がエックス線又はガンマ線である場合

$$E = f \times D$$

この式において、 $E$ 、 $f_x$ 及び $D$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$E$  実効線量（単位 シーベルト）

$f_x$  別表第五の第一欄に掲げる放射線のエネルギーの強さに応じて、同表の第二欄に掲げる値

$D$  自由空気中の空気カーマ（単位 グレイ）

二 放射線が中性子線である場合

$$E = f_n \times$$

この式において、 $E$ 、 $f_n$ 及び $D$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$E$  実効線量（単位 シーベルト）

$f_n$  別表第六の第一欄に掲げる放射線のエネルギーの強さに応じて、同表の第二欄に掲げる値

自由空気中の中性子フルエンス（単位 個每平方センチメートル）

2 放射線の種類が二種類以上ある場合にあつては、放射線の種類ごとに計算した実効線量の和をもつて、第一項に規定する実効線量とする。

この式において、 $E$ 、 $f_x$ 及び $D$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$E$  実効線量（単位 シーベルト）

$f_x$  別表第四の第一欄に掲げる放射線のエネルギーの強さに応じて、第二欄に掲げる値

$D$  自由空気中の空気カーマ（単位 グレイ）

二 放射線が中性子線である場合

$$E = f_n$$

この式において、 $E$ 、 $f_n$ 及び $D$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$E$  実効線量（単位 シーベルト）

$f_n$  別表第五の第一欄に掲げる放射線のエネルギーの強さに応じて、第二欄に掲げる値

自由空気中の中性子フルエンス（単位 個每平方センチメートル）

2 放射線の種類が二種類以上ある場合にあつては、放射線の種類ごとに計算した実効線量の和をもつて、第一項に規定する実効線量とする。

（管理区域に係る線量等に係る経過措置）

第二十七条 この告示の適用の際現に放射性同位元素等による放射線

別表第一 (別添参照)	別表第一 (略)
別表第二 (略)	別表第二 (略)
別表第三 (略)	別表第三 (略)
別表第四 (略)	別表第四 (略)
別表第五 (略)	別表第五 (略)
別表第六 (略)	別表第六 (略)

障害の防止に関する法律第三条第一項、第四条第一項、第四条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第十一条の二第二項の許可を受けている者若しくはこれらの規定の許可の申請をしている者又は同法第三条の二第一項若しくは第二項の届出をしている者が当該許可若しくは当該申請に係る許可又は当該届出に基づき設置し、又はその位置等の変更をした放射線施設については、第四条、第七条、第十条及び第十四条の規定は、平成十五年四月一日から適用し、それまでの間は、なお従前の例による。